

子ども家庭福祉人材の専門性確保WGで議論された主な論点

（「第7回子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（平成29年7月3日）」資料2に当日議論された主な論点を追記したもの。）

1. 要保護児童通告の在り方について

- ◆最大の問題である、通告者がなぜ2つの機関のどちらかを選ばなければいけないのかということ、重症ケースが市区町村に入ったり、軽症ケースが児童相談所に出たりと行ったりというミスマッチを解決するためには、トリアージをするセンターの設置は必須だと思う。
- ◆トリアージセンターを置くのであれば、そこに専門的な訓練を受けた人を置き、その端末から簡単にとれる情報にアクセスできる権限を持っていないと、1本の電話で振り分けるのは難しい。
- ◆児童記録票や住民基本台帳にアクセスできるとか、端末で処理できる情報量をどれだけ確保できるかということがトリアージセンターをつくる時には重要。
- ◆自分の都道府県の児童相談所の相談歴が仮に見られたとしても、市町村の相談は全く見えない。それぞれの自治体が閉じられた関係になっている中で、トリアージのような形で1カ所の振り分け機関をつくるというのは、今の体制の中では現実性がないと考える。
- ◆トリアージをするところのデータベースの構築と本来の細かい部分を含めた情報提供のあり方の両方をきちんと構築していかないとうまくいかない。
- ◆全ての情報を一元管理すればスムーズにいくメリットがある感じがするが、リスク以外の要因を全部排除してしまうとデメリットが増えてくる。受け手側の基礎自治体の対応のレベルがばらばらだったときに、どのような流れで進めていけるのかというのが非常に不安である。
- ◆いろいろな問題をどう解決していくかは、横浜市や政令市、金沢市や中核市などの児童相談所のように、2層構造になっていないところでまずやってみて、都道府県と市町村の2層に分かれているところがどうやったらできるのかというのを検討するなど、長いスパンで洗練していかないといけない。
- ◆現実的には、最初、都道府県か市町村かという議論にならざるを得ないかもしれないが、第三者的なトリアージセンターを置けば、その部分は比較的解消しやすい。今の段階では、トリアージの手法は要る。その利用者や住民の側のほうに判断を任せていることは非常に難しい課題を抱えている。
- ◆トリアージは一番専門性を持っている児童相談所がやるべき。
- ◆何もかも児童相談所がやるべきではなく、外部委託でやるべき。
- ◆トリアージは議論ばかりしていてもしょうがなく、まずやってみることが必要。児相OBを活用するなどしてモデル事業やるべき。それにより良いところと悪いところが何か検証する。

- ◆できるところからやっていくのは賛成。県、政令市、中核市とそれぞれ違う。全国一律スタートは無理。児相、県、その他に置くのか。置く場所によっては法改正必要。
- ◆横浜市で議論した際、トリアージする場合、一番良いのは本庁に管轄を置くことと
いった意見あった。リスクを重く見られるところがトリアージすべき。
- ◆やるためには基本情報が必要だが、母子保健情報でさえ紙ベース。ネットワーク自
体ハードル高い。情報ない中ではやりにくい。
- ◆自治体により実力はマチマチ。設置したところで対応できるか問題。
- ◆市町村には、関係機関から「通告」でなく「（心配なので）相談」という形で連絡
入り事務が膨大になっている。「軽いから市町村」と一律に判断されたらたまらな
い。
- ◆人口規模や地域性、虐待対応件数や一時保護件数が全く違う中で一律には語れな
い。
- ◆市町村への通告は児童相談所から回ってくることが多い。「189」の広報が進ん
でおり、通告者からするとこちらに電話するのが手っ取り早いので、まず児相に連
絡入り、それが市町村に回されてくる。例えば、各県に1つコールセンターのよう
なものを設置し、センターに連絡したらまず市町村に回し基礎情報を調査のうえ
安全確認をするという流れにしてはどうか。
- ◆県が持っている情報は市町村が持っており丁寧にアプローチしているが、市町村の
場合、夜間、休日の対応ができていないのが問題。体力的にも難しい。
- ◆トリアージに限らず、自治体によって状況はマチマチ。モデルを示してもしっくり
こないところもある。主体的に取り組む所に手を挙げてもらう。都市と地方とで全
く違う。どれだけのタイプがあるのか整理が必要。研究してほしい。
- ◆「189」は虐待に特化すべきと思うが、常態として非虐待も多く、もう後戻り
できない。

2. 児童相談業務の在り方について

- ◆児童相談所については調査保護機能と支援マネジメント機能を分けることが必要では
ないか。
- ◆児童相談所の専門性分化、機能分化が重要であるが、調査、評価、措置、保護と支援
マネジメントを分けることによって、情報がここで切れ、情報共有が不十分になって
失敗が起こるのではないかという反対意見もある。
- ◆児童相談所の機能分化については、実際に機能分化してもうまくいかず、もとに戻し
ているところもある。
- ◆機能を分化してうまくいかないのであればそのデータ、理由、その他のファクターも
検討しなければいけないが、専門委員会の流れからは、機能もしくは機関の分割は目
指すべき方向ではないか。

- ◆児童相談所がカバーする適正規模について議論した上で、児童相談所を増やすのか、あるいは児童相談所の機能を分割するのかという議論になる。例えば、児童相談所は保護と社会的養護、その他の部分は市区町村にという議論になる。
- ◆今後は市町村が支援を行うということを前提に児童相談所はどう関わっていくかを考えていくべき。
- ◆児童相談所の業務のうちある部分は専門性を高めると同時に、療育手帳は、更生相談所や精神保健センターに移管してもよいのではないか。
- ◆この機会を利用して今までにない児童相談所のあり方を試行的にやっていく。例えば一時保護も一時保護所ではなく、一時保護を担える里親の開拓や小規模施設への一時保護委託などの改革も必要ではないか。
- ◆住民から同じ機関と見られないために別の機関を作り名前を変えた方が良い。
- ◆児相を2つに分けたところで住民にはそうは見えない。同じ機関と見る。
- ◆チームで分ける方法もある。
- ◆介入をやっていた職員が支援を行う事でうまくいく場合もある。
- ◆最近の傾向として、同じ担当者がケースを長く持っていられない。自ずと分業していく流れ。機関を分離するのではなく、児相所長の下で機能を分離すべき。
- ◆スピード感が大事であり、同じ職員が1ケースに関わり続けるのは無理がある。
- ◆DV 通告や泣き声通告が増えている中で、そういった部分を切り分けることは必要。
- ◆一連のケース支援であり、一部分を独立させるのはどうかと思う。横浜は同じフロアでやっているのでもうまくいっているが、機関を分けるのは危険。
- ◆介入する時は、支援を念頭にやっており別ではない。ケースワーク本来の機能を忘れてはいけない。一連の流れとして考えるべき。
- ◆問題があるから機関を分けるべきとの意見なので、所内の分離で大丈夫といえる理屈が必要。